

原議保存期間	10年(令和13年3月31日まで)
有効期間	一種(令和8年3月31日まで)

警視庁交通部長
各道府県警察本部長
殿
(参考送付先)
各管区警察局広域調整部長

警察庁丁規発第27号
警察庁丁交指発第9号
令和3年2月26日
警察庁交通局交通規制課長
警察庁交通局交通指導課長

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく交通安全特定事業の実施要領について（通達）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）に基づく交通安全特定事業については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく交通安全特定事業の実施要領について」（平成19年1月12日付け警察庁丁規発第2号、丁交指発第4号。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、この度、移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部を改正する告示（令和2年国家公安委員会・総務省・文部科学省・国土交通省告示第2号）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の一部を改正する規則（令和2年国家公安委員会規則第12号）が令和3年4月1日に施行されることを踏まえ、下記のとおり新たに実施要領を定め、同日から実施することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、本通達の施行に伴い、旧通達は廃止する。

記

1 交通安全特定事業の概要

法においては、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設等が集中する一定の地区において移動等の円滑化の促進を図る事業の一体的な整備を推進することとされている。高齢者、障害者等の移動等の円滑化（以下「バリアフリー化」という。）の促進を図る事業のうち、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が実施する交通安全特定事業は、高齢者、障害者等による道路の横断の安全を確保する信号機等の設置を行う事業及び違法駐車行為の防止のための事業と規定されている。

2 信号機等の設置に係る整備目標

「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（令和2年国家公安委員会・総務省・文部科学省・国土交通省告示第1号。以下「基本方針」という。）において、「重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等については、令和7年度までに、原則として全ての当該道路において、音響信号機、高齢者等感応信号機等の信号機の設置、歩行者用道路であることを表示する道路標識の設置、横断歩道であることを表示する道路標示の設置等の移動等円滑化を実施する。特に、

当該道路のうち、道路又は交通の状況に応じ、視覚障害者の移動上の安全性を確保することが特に必要であると認められる部分に設置されている信号機等の移動等円滑化については、令和7年度までに、原則として全ての当該部分において、音響信号機の設置及び視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起が設けられた横断歩道標示の設置を行う」とされていることから、本目標の趣旨に沿って、基本構想を作成し、又は令和7年度までに作成する予定のある地区におけるバリアフリー化を重点的に実施すること。ただし、重点整備地区以外であっても、高齢者、障害者等からバリアフリー化の要望があった場合には、個別にその必要性を精査し、適切に事業を実施すること。

3 交通安全特定事業計画の作成段階における留意事項

交通安全特定事業を合理的かつ効率的に実施するため、次の考え方に沿って、事業計画を作成すること。

(1) 交通安全特定事業計画の早期作成

公安委員会は、基本構想の作成後、これに即して交通安全特定事業計画を作成することとなるが、これについては、高齢者・障害者団体、周辺住民からの意見聴取を行った上で、市町村及び道路管理者との協議を行い、基本構想の作成後、可能な限り早期に作成すること。

なお、交通安全特定事業計画の作成に当たっては、別添1の作成例を参考にすること。

(2) 信号機等の整備に関する事業を実施すべき主要な生活関連経路の選定

交通安全特定事業計画に基づき信号機等の整備に関する事業を実施する道路の区間は、基本構想で定められた生活関連経路のうち、高齢者、障害者等の利用実態、交通状況、道路構造等に応じて主要な経路を選定して定めることとなる。

別図1に示したとおり、概念上の生活関連経路は多数存在するところ、道路構造上安全に通行できる歩行空間が確保でき、かつ、高齢者、障害者等が生活関連施設間の移動に利用する経路は、通常主要な経路に該当すると考えられることから、このような経路を「主要な生活関連経路」として選定すること。

(3) 信号機等の整備に関する事業対象となる交通安全施設等の選定

主要な生活関連経路上の信号機、道路標識及び道路標示についても、(2)と同様に、利用実態を調査の上、多くの高齢者、障害者等が利用する経路上の交通安全施設等を選定し、当該交通安全施設等について重点的にバリアフリー化を実施すること。

なお、実施に当たっては、別図2の考え方の一例を参考にすること。

また、近接する信号機に音響機能を付加することは、かえってその効果を損なうおそれがあるとともに、周辺環境への影響が懸念され、歩行者横断時間の確保についても交通流を考慮せずに実施すると、交通渋滞が発生して生活道路を通行する車両が増加するなど交通の安全と円滑を阻害することが懸念されることから、これらの影響を勘案しつつ、生活関連施設間の移動経路が少なくとも一つは確保されるよう交通安全施設等を選定すること。

- (4) 道路又は交通の状況に応じ、視覚障害者の移動上の安全性を確保することが特に必要であると認められる部分の選定

主要な生活関連経路のうち、特に、大規模交差点等の横断距離の長い横断箇所、過去3年間（平成29年～令和元年）において視覚障害者が当事者となる交通人身事故の発生している横断箇所及び歩行者が第二当事者となる交通人身事故が一定数以上発生している横断箇所及び視覚障害者からの要望や交通状況等を勘案して特に必要と認められる横断箇所については、「当該道路のうち、道路又は交通の状況に応じ、視覚障害者の移動上の安全性を確保することが特に必要と認められる部分」（以下「特に必要と認められる部分」という。）に在る横断箇所として選定し、令和7年度までに、原則として全ての当該道路に設置された信号機に音響機能を付加し、横断歩道にエスコートゾーンを設置すること。

- (5) 信号機等の整備に関する事業と他の事業との連携

法に基づく道路特定事業には電線の埋設等道路工事を伴うもの又は信号柱若しくは標識柱の移設等が必要となるものがあることから、当該事業による柱の移設・撤去によって交通安全特定事業の実施に支障を来すことのないよう、道路特定事業の実施時期・内容について道路管理者と事業計画段階から綿密に調整すること。

また、中心市街地活性化関連事業、生活道路対策エリア、ゾーン30の整備等の市街地を対象とする事業との整合性を保ち、効率的に市街地の改善が推進されるよう留意すること。

4 信号機等の整備に関する事業の概要及び事業実施の考え方

信号機等の整備に関する事業を実施するに当たっては、対象となる信号機、道路標識及び道路標示を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則」（令和2年国家公安委員会規則第12号。以下「バリアフリー化実施基準」という。）で定められている基準を参酌して都道府県の条例で定める基準に適合させることが必要とされている。以下にバリアフリー化実施基準に基づいた具体的事業内容及び事業選定に当たっての留意事項を示すので、この考え方を参考に事業を実施すること。

- (1) 信号機に関する基準に基づいた事業内容

信号機については、歩行者用信号機を次のいずれかの機能を有するものとするか、又は交差点信号を歩車分離化するかのいずれかとする。

- ・ 音響機能（当該表示を開始したこと又は当該表示を継続していることに関する情報を通信端末機器に送信するものを含む。）
- ・ 道路を横断する高齢者、障害者等が安全に横断するために通常要すると認められる歩行者用青時間及び歩行者用青点滅時間（以下「通常要する歩行者用青時間」という。）を確保する機能
- ・ 歩行者用信号機で青信号の経過時間を表示する機能

重点整備地区の生活関連経路は、高齢者、障害者等が通常徒歩で移動することを想定していることから、バリアフリー化の対象となる信号機には、歩行者用灯器が設置されている必要がある。また、歩行者用灯器には視認性の優れた「交通信号灯

器仕様書」(警交仕規第1014号)の仕様書に適合した光学式ユニットを採用すること。

信号機に関する事業の一覧は別添2のとおりであり、それぞれの事業の実施に当たっての留意事項を次のア～エに示す。

ア 音響機能の付加

歩行者用青信号の表示の開始又は表示が継続していることを音響により伝達することができる付加装置を設置するもの。該当する付加装置は、次のとおり。

(ア) 視覚障害者用付加装置

視覚障害者に対して、歩行者用青信号の開始と表示の継続を擬音等の音響で発する機能を付加するもの。

本事業の実施に当たっては、「視覚障害者用付加装置に関する設置・運用指針」(平成31年3月27日付け警察庁丁規発第59号別添)に基づき、擬音式の異種鳴き交わし方式の整備を推進すること。

なお、信号機の音響機能は、歩行者や車両の通行が少ない夜間ほど必要であるという意見が多く、視覚障害者から寄せられていることから、音量設定機能やタイムスイッチ機能、押ボタン操作による音響出力等周辺への騒音の影響が少ない方法を積極的かつ効果的に活用するとともに、周辺住民等への説明を十分に行い、音響鳴動時間の適切な設定に努めること。

また、押ボタン箱を設置して運用する場合には、押ボタンの動作を確認するための「確認音」及び押ボタン箱の位置を知らせるための「位置表示音」を付加すること。

(イ) 音響式歩行者誘導付加装置

高齢者、視覚障害者等に対して、歩行者用青信号の開始をチャイム等の音響で発する機能を付加するもの。

幅員の狭い道路で、歩行者用青信号の開始を伝達するのみで視覚障害者の安全を図ることができる箇所や、周辺環境への影響から視覚障害者用付加装置の設置が困難な箇所にあつては、当該信号機を利用する高齢者、障害者等の意見を踏まえつつ、積極的に当該装置の整備を推進すること。

(ウ) 歩行者支援装置(PICS)

視覚障害者等が所持するスマートフォン等の携帯端末又は反射材が貼付された白杖を検出し、信号の状態、横断開始時期等の音声情報を提供する機能及び歩行者用青信号時間の延長を要求する機能を付加するもの。

特に、令和元年度から整備が開始された歩行者支援装置は、視覚障害者等が所持する携帯端末に音声等で出力する装置であり、周辺環境への影響が少ないことから、視覚障害者用付加装置及び音響式歩行者誘導付加装置の設置が困難な箇所や、時間帯、音量等の制約により、音響機能の運用が制限される箇所への積極的な整備を推進すること。

音響機能の付加等に関する考え方は別図3のとおりであるが、「特に必要と認められる部分」の横断箇所については、令和7年度までに、原則として全ての当

該道路に設置された信号機に音響機能を付加すること。ただし、「信号機設置の指針」（平成27年12月28日付け警察庁丙規発第25号別添）に基づき信号機設置の条件に該当しない横断箇所については「特に必要と認められる部分」とせず、信号機設置以外の各種交通安全対策を講じることにより、視覚障害者を含む横断歩行者の安全を確保するよう努めること。

イ 高齢者、障害者等が通常要する歩行者用青時間の確保

通常要する歩行者用青時間を算出し、

- ・ 信号定数の設定により、通常要する歩行者用青時間を常時確保する方法
- ・ 高齢者等感応化又は歩行者感応化を行い、歩行者用青時間を延長する機能を整備する方法

のいずれかの方法により対応するもの。

通常要する歩行者用青時間の算出については、当該横断歩道を利用する高齢者、障害者等の横断状況の実査や意見の聴取等により、適切に行われるよう留意すること。

ウ 経過時間表示付き歩行者用信号機

高齢者、障害者等が横断歩道上に取り残されることの防止等を目的として、歩行者用信号灯器に経過時間表示機能を付加するもの。

本事業の実施に当たっては、「経過時間表示付き歩行者用交通信号灯器に関する設置・運用指針」（平成31年3月27日付け警察庁丁規発第61号）に基づき整備を推進すること。

エ 歩車分離式信号機

右左折車両と歩行者の交錯の防止等を目的として歩車分離式の信号制御を行うもの。

本事業の実施に当たっては、「歩車分離式信号に関する指針」（平成31年3月20日付け警察庁丁規発第47号別添）に基づき整備を推進すること。

(2) 道路標識に関する基準に基づいた事業内容

道路標識については、バリアフリー化実施基準において、「反射材料を用い、又は夜間照明装置を施した道路標識であることとする」とされていることから、歩行中の高齢者、障害者等及び車両運転者のいずれにも見やすく分かりやすい高輝度の反射材料が用いられた道路標識又は内照式、外照式若しくは自発光式等の夜間照明装置が施された道路標識とすること。

また、道路標識の大型化及び道路標識の可変性については、道路構造、交通状況等を踏まえ、必要に応じて整備を検討すること。

(3) 道路標示に関する基準に基づいた事業内容

道路標示については、バリアフリー化実施基準において、「反射材料を用い、又は反射装置を施した道路標示」又は「横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起が設けられたもの」とされていることから、次に掲げるものとする。

ア 道路標示の高輝度化

見やすく分かりやすい道路標示とするため、塗料にガラスビーズを混入させ、若しくは散布した高輝度の道路標示又は降雨時にも光の再帰反射性が確保される反射材料を用いた道路標示等とすること。

特に、「横断歩道」、「横断歩道又は自転車横断帯あり」、「歩行者用路側帯」、「駐停車禁止路側帯」及び「路側帯」を表示する道路標示については、必要性の高いものであるため、積極的に高輝度化を図ること。

イ エスコートゾーンの設置

道路を横断する視覚障害者の安全性及び利便性を向上させるため、横断歩道上に視覚障害者が横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列（エスコートゾーン）を設置するもの。

本事業の実施に当たっては、「エスコートゾーンの設置に関する指針」（平成31年3月27日付け警察庁丁規発第60号別添）に基づき整備を推進すること。

なお、エスコートゾーンに関する考え方は別図3のとおりであるが、視覚障害者の横断に要する時間を短縮できることから、「特に必要と認められる部分」の横断箇所については、令和7年度までに、原則として全ての当該道路に設置された横断歩道にエスコートゾーンを設置すること。ただし、冬季の降雪量が多く、除雪作業によりエスコートゾーンがすぐに摩耗するなどの事情から、かえってエスコートゾーンが判然としなくなり、利用する視覚障害者の移動の安全と円滑に支障を来す場合については、「特に必要と認めらる部分」から除くものとする。

(4) 事業選定に当たっての留意事項

生活関連経路が結ぶ生活関連施設の種別により、考慮すべき身体の機能上の制限もそれぞれ異なるため、協議会等において高齢者、障害者等のニーズを把握し、利用実態に応じた機能を選択して事業を実施すること。また、横断需要が高く、多様な形態の歩行者が見込まれる箇所においては、複数の機能を組み合わせて可能な限り多くの高齢者、障害者等に対応できるよう事業内容を検討すること。

なお、別添2に上記(1)から(3)に掲げた事業の付加機能、対象とする歩行者及び事業の組合せの一例を示すので参考にすること。

都道府県公安委員会が作成する交通安全特定事業計画のモデル

高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第3条の規定による基本方針及び第36条の規定に基づき、また、〇〇市●●地区移動等円滑化基本構想に即して、●●周辺重点整備地区交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

- 1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（別添周辺地図参照・・省略）
 - (1) ●●駅南口から〇〇市役所までについての道路の区間
国道◎◎号線（●●駅南口駅前広場から〇〇市役所前まで）
 - (2) ●●駅南口から△△市立福祉会館までについての道路の区間
国道◎◎号線（●●駅南口駅前広場から▲▲交差点まで）
県道□□号線（▲▲交差点から△△市立福祉会館まで）
 - (3) 〇〇市役所から△△市立福祉会館までについての道路の区間
県道◇◇号線（〇〇市役所から◆◆交差点まで）
市道××号線（◆◆交差点から△△市立福祉会館まで）
- 2 前号の道路の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間
 - (1) ●●駅南口から〇〇市役所までについての道路の区間
 - ア 既設信号機への視覚障害者用付加装置の整備
駐車禁止標識の内照化・オーバーハング化
 - イ 実施予定期間
平成●○年度から●×年度まで
 - (2) ●●駅南口から△△市立福祉会館までについての道路の区間
 - ア 国道◎◎号線（●●駅南口駅前広場から▲▲交差点まで）
 - (ア) 実施事業内容及び実施予定期間
(1) に同じ
 - イ 県道□□号線（▲▲交差点から△△市立福祉会館まで）
 - (ア) 実施事業内容
既設信号機の改良（視覚障害者用付加装置及び高齢者等感応化）
 - (イ) 実施予定期間
交差点改良工事終了時（平成●△年度）
 - (3) 〇〇市役所から△△市立福祉会館までについての道路の区間

ア 県道◇◇号線（〇〇市役所から◆◆交差点まで）

(ア) 実施事業内容

既設信号機の改良（視覚障害者用付加装置）、横断歩道の高輝度化、エスコートゾーンの設置

(イ) 実施予定期間

平成●×年度

イ 市道××号線（◆◆交差点から△△市立福祉会館まで）

(ア) 実施事業内容

既設信号機の歩車分離化、エスコートゾーンの設置

(イ) 実施予定期間

平成●■年度

(4) 上記(1)、(2)、(3)の道路の区間

ア 実施事業内容

歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上等の自動二輪車等の違法駐車の指導取締り

横断歩道及びバス停留所付近等の違法駐車等の指導取締り

違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施

イ 実施予定期間

平成●〇年度から平成●×年度まで

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 高齢者、障害者等からの意見の聴取

上記事業の実施に当たっては、●●駅、〇〇市役所、△△市立福祉会館を利用する高齢者・障害者等、地元の住民、学識経験者、高齢者・障害者等関連団体の代表者、その他の道路利用者等から意見を聴取するため、必要に応じこれらの者を集め現場実査や説明を実施する。

(2) 高齢者、身体障害者等への情報提供

ア 歩車分離式信号機についてはその旨が分かるよう表示板を設置するとともに、押ボタン設置に当たっては、その位置を分かりやすいように配置する。

イ 市町村等と協力し、バリアフリーマップを作成し、配布する。

(3) 関係機関との連携の強化

〇〇市移動移動円滑化協議会において相互の事業の進捗状況を確認するための意見交換を行うとともに、☆☆県道路交通環境安全推進連絡会議 バリアフリー部会において定期的に事業の検討及び点検を行う。

(4) 周辺の交通規制等との整合性の確保

信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との制御方式の整合性を確保するとともに、歩行者の動線を調査し、必要な場合には信号機、横断歩道の移設等を検討する。

また、交通規制の実施に当たっては、周辺の交通規制について、交通流の整序化が図られるよう、周辺道路へ与える影響を定期的に調査し、必要な周辺の交通規制の見直しを実施する。

(5) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車取締り、広報啓発活動等の違法駐車行為の防止に資する事業を関係機関等と連携して、重点的かつ計画的に実施する。

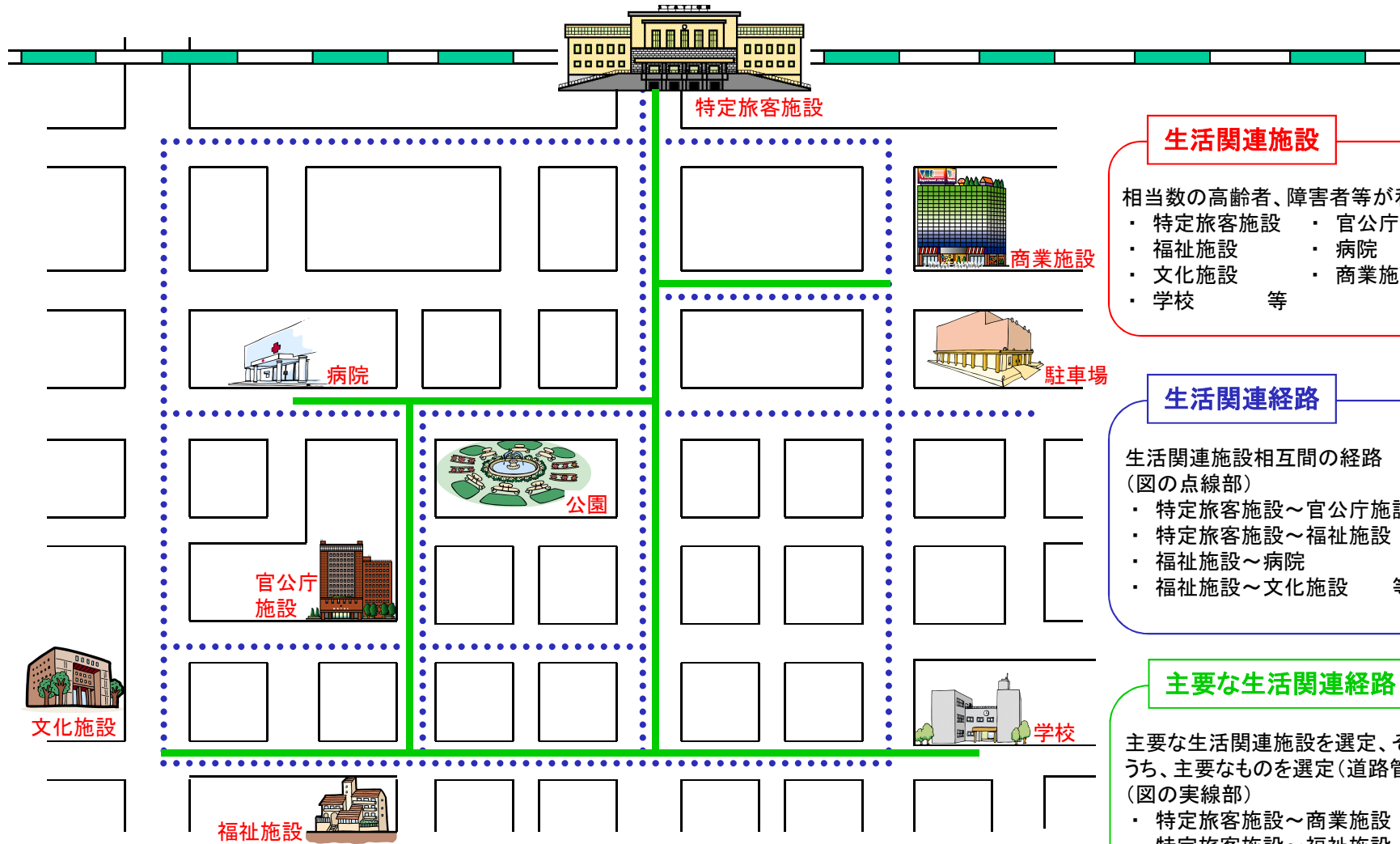
バリアフリー化実施基準の考え方

交差点信号のバリアフリー化基準

- ・ 生活関連経路上の交差点において、経路上の横断歩道の歩行者用信号が表①～⑦のいずれかの機能を有していれば当該交差点はバリアフリー化済み
- ・ 交差点信号が歩車分離化されていれば、当該交差点はバリアフリー化済み

種別	規則の区分	番号	名称	機能	対象歩行者	組み合わせ事例
歩行者用信号	音響機能付き	①	視覚障害者付加装置	歩行者青時間帯に擬音等を出力	視覚障害者	歩車分離 歩行者支援装置 エスコートゾーン
		②	音響式歩行者誘導付加装置	歩行者青信号の開始時にチャイム音を出力	視覚障害者	歩車分離 エスコートゾーン
		③	歩行者支援装置	携帯端末等利用者に横断支援情報を提供	高齢者、視覚障害者、身体障害者	視覚障害者付加装置 エスコートゾーン
	横断時間の確保	④	定数設定	高齢者、障害者等が安全に横断するために必要な青時間を設定	高齢者、視覚障害者、身体障害者	音響機能付き
		⑤	高齢者等感応信号機	高齢者等押ボタン押下により歩行者青時間を延長	高齢者、視覚障害者、身体障害者	音響機能付き
		⑥	歩行者感応信号機	横断歩行者を感知し歩行者青時間を延長	高齢者、視覚障害者、身体障害者	音響機能付き
	青時間の経過表示	⑦	経過時間表示機能付歩行者灯器	歩行者灯器で青信号の経過時間を表示	高齢者、視覚障害者、身体障害者	音響機能付き 歩車分離
交差点信号	歩車分離	⑧	歩車分離式信号機	歩行者と車両の通行を分離し、右左折車と歩行者の交錯等を防止	全ての歩行者	音響機能付き 経過時間表示歩行者灯
道路標識	道路標識の高輝度化	⑨	高輝度標識 自発光標識	反射材料、夜間照明装置による道路標識の視認性向上	全ての歩行者	
道路標示	道路標示の高輝度化	⑩	高輝度標示	反射材料等による道路標示の視認性向上	全ての歩行者	エスコートゾーン
	横断歩道の視覚障害者用誘導標示	⑪	エスコートゾーン	点状の突起による視覚障害者の横断歩道誘導	視覚障害者	音響機能付き

生活関連経路の考え方



生活関連施設

- 相当数の高齢者、障害者等が利用する施設
- ・ 特定旅客施設
 - ・ 福祉施設
 - ・ 文化施設
 - ・ 学校
 - ・ 官公庁施設
 - ・ 病院
 - ・ 商業施設
 - 等

生活関連経路

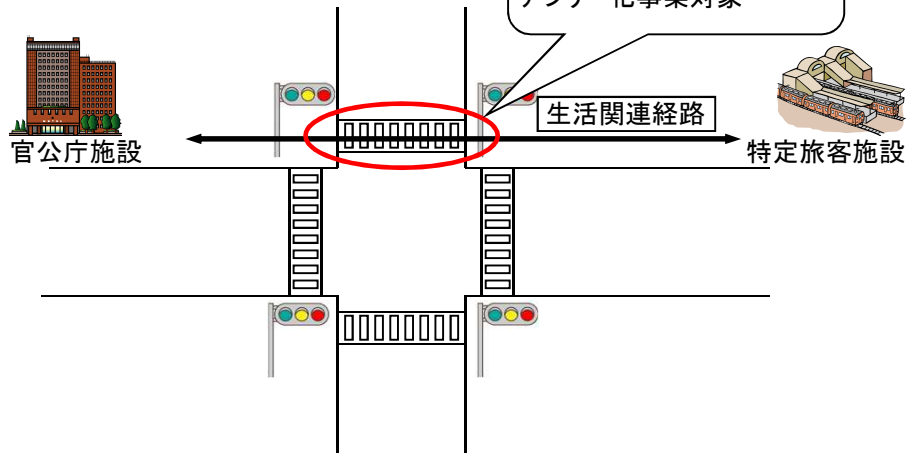
- 生活関連施設相互間の経路
(図の点線部)
- ・ 特定旅客施設～官公庁施設
 - ・ 特定旅客施設～福祉施設
 - ・ 福祉施設～病院
 - ・ 福祉施設～文化施設 等

主要な生活関連経路

- 主要な生活関連施設を選定、その間の経路のうち、主要なものを選定(道路管理者と整合)
(図の実線部)
- ・ 特定旅客施設～商業施設
 - ・ 特定旅客施設～福祉施設
 - ・ 病院～福祉施設
 - ・ 福祉施設～文化施設 等

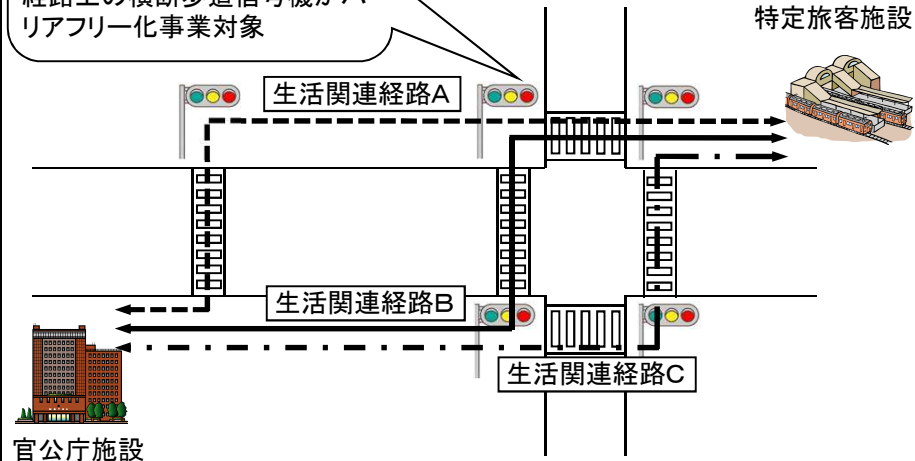
【事例1】

当該交差点は、生活関連経路の横断歩道信号機がバリアフリー化事業対象



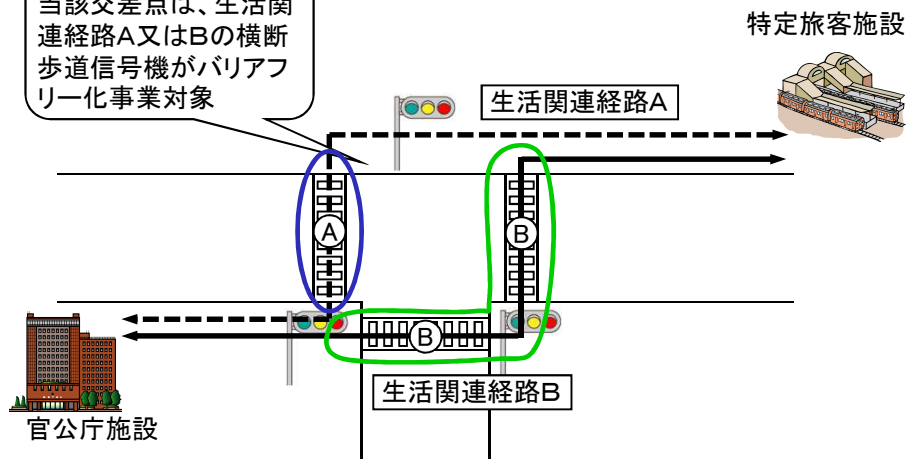
【事例3】

道路状況、高齢者、障害者等の利用実態から生活関連経路A、B、Cのいずれかを選定、その経路上の横断歩道信号機がバリアフリー化事業対象



【事例2】

当該交差点は、生活関連経路A又はBの横断歩道信号機がバリアフリー化事業対象



【事例4】

エレベーター付歩道橋により、生活関連経路はバリアフリー化済み(バリアフリー化事業対象の信号機なし)

